

令和 7 年開成町議会 6 月定例会議 会議録（第 1 号）

令和 7 年 6 月 2 0 日（金曜日）

○議事日程

令和 7 年 6 月 2 0 日（金） 午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1 ・会議録署名議員の指名

日程第 2 ・一般質問 （1 人、1 項目）

日程第 3 ・同意第 4 号 監査委員の選任について

日程第 4 ・議案第 3 0 号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 5 ・議案第 3 1 号 開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 6 ・議案第 3 2 号 財産の取得について（令和 7 年度開成町立学校学習用コンピュータ等購入事業）

日程第 7 ・議案第 3 3 号 令和 7 年度開成町一般会計補正予算（第 2 号）について

日程第 8 ・議案第 3 4 号 令和 7 年度開成町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

日程第 9 ・報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 1 0 ・報告第 5 号 事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第 1 1 ・報告第 6 号 開成町土地開発公社の経営状況について

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12 名）

|       |         |       |           |
|-------|---------|-------|-----------|
| 1 番   | 清 水 友 紀 | 2 番   | 吉 田 敏 郎   |
| 3 番   | 石 田 史 行 | 4 番   | 井 上 慎 司   |
| 5 番   | 武 井 正 広 | 6 番   | 前 田 せ つ よ |
| 7 番   | 今 西 景 子 | 8 番   | 寺 野 圭 一 郎 |
| 9 番   | 佐 々 木 昇 | 1 0 番 | 山 下 純 夫   |
| 1 1 番 | 星 野 洋 一 | 1 2 番 | 山 本 研 一   |

○説明のため出席した者

町 長 山 神 裕 副 町 長 石 井 護

|                   |           |             |         |
|-------------------|-----------|-------------|---------|
| 教 育 長             | 石 塚 智 久   | 参 事 ( 兼 )   | 岩 本 浩 二 |
| 参 事 ( 兼 ) 総 務 課 長 |           | 企 画 政 策 課 長 |         |
| ( 兼 ) 税 務 窓 口 課 長 | 山 口 哲 也   | 参 事 ( 兼 )   | 小 玉 直 樹 |
|                   |           | 地 域 防 災 課 長 |         |
| 参 事 ( 兼 )         | 中 戸 川 進 二 | 財 務 課 長     | 高 島 大 明 |
| 福 祉 介 護 課 長       |           |             |         |
| 環 境 課 長           | 高 橋 清 一   | 保 険 健 康 課 長 | 土 井 直 美 |
| こ ど も 課 長         | 奥 津 亮 一   | 都 市 計 画 課 長 | 柏 木 克 紀 |
| 都 市 整 備 課 長       | 井 上 昇     | 産 業 振 興 課 長 | 中 村 睦   |
| 会 計 管 理 者         | 石 井 直 樹   | 参 事 ( 兼 )   | 田 中 栄 之 |
| ( 兼 ) 出 納 室 長     |           | 学 校 教 育 課 長 |         |
| 生 涯 学 習 課 長       | 田 代 孝 和   |             |         |

○議会事務局

|         |           |           |
|---------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 遠 藤 直 紀 書 | 記 佐 藤 久 子 |
|---------|-----------|-----------|

○議長（山本研一）

皆さん、おはようございます。

開会前ですが、場内の皆様に周知させていただきます。本日、議場内に町の花であるアジサイを飾らせていただいております。このアジサイは、下延沢在住の山本靖様より借り受けたものであります。

皆様に周知させていただくとともに、山本靖様の御厚意に感謝申し上げたいと思います。

改めまして、皆さんおはようございます。

これより令和7年開成町議会6月定例会議を開会いたします。

午前9時00分

○議長（山本研一）

ただいまの出席議員は、12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

6月定例会議の議事日程案につきましては、お手元に送付のとおり、去る6月12日に開催されました議会運営委員会において決定されたものです。

お手元に送付のとおりで御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認め、6月定例会議の議事日程につきましては、議事日程表のとおりと決定いたしました。直ちに日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

開成町議会会議規則第122条の規定により、議長において、2番、吉田敏郎議員、3番、石田史行議員の両名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。質問の順序は、通告順に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認めます。よって、一般質問は通告順で行います。また、明後日、6月22日の日曜議会においても、一般質問を行うこととしておりますので、本日の持ち時間は、1人当たり30分といたします。

それでは一般質問に入りますが、質問、答弁は簡潔にお願いします。

1番、清水友紀議員、どうぞ。

○1番（清水友紀）

皆様、おはようございます。通告に従いまして、1項目について質問いたします。

子どもと高齢者の狭間。隙間のない支援を。国が少子化対策として、子ども真ん中社会を掲げ、一方で今年は団塊の世代が75歳以上となり、超高齢化社会に突入する年と言われています。

本町においても、子育て施策や後期高齢者支援がますます重要になってきます。

しかし、その狭間にいる人たちに必要な支援は届いているのでしょうか。８０５０問題という、８０代の親が５０代の子の生活を主に経済的に支える状況を表す社会問題があります。

コロナ禍の影響や物価高が加わった超高齢化社会で、この問題が親の６０代、７０代から９０代までと長期化、また深刻化していくことを懸念いたします。

そこで、地域福祉が行き届かず、経済的な困窮やひきこもり等、負の連鎖から抜け出せなくなる住民がいるような事態を避けるために、以下について町の考えを伺います。

１、生活困窮やひきこもり等、地域生活課題の相談・支援体制は。

２、福祉と医療、また、そこに教育を加えた連携の状況は。

以上、登壇での質問とさせていただきます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

おはようございます。清水議員の御質問、子どもと高齢者の狭間。隙間のない支援を、についてお答えいたします。

まず１つ目の御質問、生活困窮やひきこもり等、地域生活課題の相談、支援体制は、についてお答えいたします。

町民の皆さんの日常生活に関するお困り事の相談窓口といたしましては、開成町役場の各課においてのみならず、神奈川県や町社会福祉協議会を含む福祉関係事業所等においても様々な形で定期的開設されております。

御相談の内容としては、人権に関すること、法律に関すること、障害のある方への支援など、多岐にわたっております。このほかにも、本町では専門的な支援が提供できるよう、社会福祉士や保健師などの専門職を配置し、来庁いただき、直接、もしくはお電話にて、御相談に対応しております。

町が、御相談を受けた場合は、お困り事に対して支援サービスを町が直接提供するか、もしくは、ほかの機関が実施している支援サービスにつなげるなど、それぞれのケースに応じた対応を図ることで、相談者の課題の解決や軽減を図っております。

日常生活における課題の解決には、地域の方々の御協力が不可欠であることから、日頃から民生委員、児童委員を中心に、見守り活動を行っていただいております。

また、町が町社会福祉協議会に委託し、生活支援コーディネーターを配置の上、自治会を中心とした支え合いのための組織づくりを進め、その活動を支援しております。

次に、２つ目の御質問、福祉と医療、またはそこに教育を加えた連携の状況は、についてお答えいたします。

町役場組織において、町民のお困り事に関する情報の入手や御相談を承るルートは複数あります。そして、その内容については、子どもや高齢者、障害者など課題

が複雑に関連していることが多いのが実情です。よって、保健や福祉、教育の各分野の専門職が課や班の枠組みを超えて相互に情報を共有し、連携することで、困り事の解決に向けて対応しております。

一例を申し上げますと、乳幼児健診などで課題が見つかったお子さんの情報は、必要に応じて教育や福祉の関係部署で共有し、それぞれのケースに応じて適宜適切な対応を図っております。

また、相談をお受けするのみならず、お子さんの養育環境上の課題を早期に発見し、早期に必要な支援に結びつけるための関係部署それぞれが保有するデータを連携、連動させ、課題やリスクのある家庭の情報を抽出する取組も開始いたしました。

さらに、本年10月から、特別支援学校等に在籍する生徒も対象に、障害のある方それぞれに合った就労先や働き方を選択できるよう支援する就労選択支援が開始されることから、教育と福祉分野の連携を視野に入れた具体的な対応について、南足柄市と足柄上郡5町で広域的対応の検討を開始いたしました。

今後も町民の皆さんの生活を支えていくため、庁内関係部署のみならず、関係機関とも連携し、対応してまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

御答弁いただきましたので、再質問いたします。

2つ目の質問から再質問させていただきます。福祉と医療教育の連携の状況はという質問を行う背景には、本町でも増えています、小中学校の特別支援学級に通う児童たち、その保護者の方々が、学校にいて、支援員さんたちがいる、ついてくれるうちはいいけども、卒業した後、この子はどうなるのか心配ですという声が多かったり、また、実際に障害がありますと、卒業したら社会に放り出されたように感じた。親子で途方に暮れたという話も、成人になられている方から伺っています。

そこで伺いますが、本町では、制度上の子どもから18歳の大人に切り替わるときの対応の仕方というものは、どう変化するものでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。まず、障害のある方への対応というところの基本スタンスでございますが、町としては、法令等に基づきまして、国、県、町の役割が定められている中で、しっかりと住民に身近な、寄り添って、住民の課題解決に向けて対応していくということが、1つ大事な役割なのかなと考えてございます。

ただいまの御質問にあった子どもが卒業した後の対応、連続性という点でござい

ますが、まず、国の制度の中で、児童福祉法による支援というのがございます。これについては基本的には、18歳未満のお子様を対象にしているものでございます。

こちらの制度が、基本的な考え方が、子どもの養育という観点から、本人や家族に必要な支援を行うものでございます。これについては給付ですとか、いろいろな事業を支援した後に給付というような形で支援をしていくという形です。

それから18歳以上の、主に成人向けのサービスといたしましては、障害者と健常者が分け隔てなく、地域社会で暮らせるよう、障害者の日常生活の支援ですとか、社会生活の自立を図るということを観点に、総合的に支援するものとなります。

したがって、18歳ということを一つの境に、養育という観点で支援することから、成人という段階になりますと、生活全般の支援ですとか、生活していければ、自立を図るような支援という考え方によって変わっていくというところでございます。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

よく分かりました。ただ、制度上、子どもから大人に切り替わるとき、今は18歳の壁という言葉があるくらい、特に障害児と家族が直面する劇的な変化があるものですから、御答弁にありました、就労選択支援、今の就労支援に加えて選択支援という新たなものが広域連携で作られるというものは期待しますし、注目していきたいところです。

福祉と医療、この教育の連携状況を説明する御答弁で、データ連携を挙げられていました。これは子どもが学校教育や家庭環境で、どのような支援を必要としているか、どのようなリスクがあるかを示すデータです。

データ構築等の委託に、今年度も1,000万の予算がかかっていました。ただこれもやはり18歳まで、子どもの支援のためということです。ただ、18歳になったからといって、その子の障害の内容や複雑な家庭環境などがそう一変するわけでもないと思いますので、このデータを生かす手だてやそのような方針、今後の方針についてありましたら伺います。

○議長（山本研一）

こども課長。

○こども課長（奥津亮一）

それではデータ連携の関係になりますので、私から答えをさせていただきます。

議員おっしゃられたとおり、データ連携の対象については、0歳から18歳までとなっております。

議員御指摘の18歳になった後の話でございますが、先ほどの答弁にもありましたとおり、そういったタイミングで、関係課がこの情報を共有しているというところがございまして、それぞれの関係のところ、福祉であれば福祉サイドで必要なところ、関係機関につなげていくと、そういったところで、このデータ連携の活用にも努めているところでございます。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

では、子どもから大人になって、就労支援の際ですとか、またその後の相談や支援にも十分必要になり得る情報として活用していくデータということでよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

こども課長。

○こども課長（奥津亮一）

お答えさせていただきます。こちらのデータ連携につきましては、まず導入の目的としましては、各課で持っている情報をまとめて、必要なリスクがある家庭、もしくは支援が必要である家庭、その辺りの絞り込み等を行っているところでございますので、そういった絞り込みの中で、今後も支援が必要だというようなところがあれば、先ほど申し上げたような流れで、関係機関につなげていきたいと、そういったところでお答えをさせていただきました。

以上です。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

一部補足させていただければと思います。まずこのデータ連携につきましては、この子どもに関するもののみならず、データもしくは根拠に基づく政策立案という意味で、分野を問わずデータを活用していこうという流れの中で始まったものです。当初は、国の実証実験に採択される形で、そして今年度からは、自分たちのお金で自走してやっていこうという段階にあります。

予算につきましては、先ほどの数字は、恐らくデータがシステムの標準化というものが入っているものかなとも思いました。そして、このデータ連携、全国的にも先駆的な、ある意味チャレンジでありますので、今後につきましては、このデータを使って、先ほど課長の奥津も申し上げましたとおり、そういう課題のある家庭、リスクのある家庭の早期発見と早期行動において、役立つものかどうかということを引き続き検証しながらやっていく段階であると認識していますので、将来ずっとこれをやっていくということが決まってるわけでもありませんし、データの使い方も試行錯誤しながらという状況にございますので、18歳までのみならず、18歳以上の方にとっても、このデータというものが生きればいいなと思っておりますけれども、生きるかどうかというのもやりながら検証していきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

これはこども家庭庁のモデル事業だったと思いますけども、そのような全国的にチャレンジしていく、子育て支援に力を入れている町ということで、福祉に延長して全体に使えるようになればと思います。

1つ目に移りますけれども、先に通告文に申し上げたような8050問題という、後期高齢者と就職氷河期世代の親子の問題です。この世代というのは、非正規社員の割合が非常に多くて、賃金上昇率もほかの上下の世代より低いというデータがあります。流行した言葉ワーキングプアですとか、自己責任というのが当てはまる世代です。不景気も重なり、このように若者や中高年という生産年齢人口や現役世代と呼ばれる人たちが関係する。何らかの福祉の支援につながる相談というのは、本町でも増えているものでしょうか。より複雑化、また深刻化しているなどについて、現状の現場を知る担当課長に御所感を伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。まずデータとして、どういう条件で、どういった方が、どういうふうにお困りの状況にあるかというデータは、町としては保持していないというのが実態でございます。

特に町の役割として、業務として実施してございますのが、生活困窮以外の障害に絡んだもの、それから高齢者の生活の困り事といったような観点でのみ、本町では業務を取り扱ってございますので、その範疇においては、当該年代の方々が実際にお困り事があるといったような事実がございまして、そういったケースの対応もしてございますので、8050問題と言えるかどうか分かりませんが、その当該年代の方の状況は、少なからずあるという状況を把握しているという状況でございます。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

次、相談支援体制について伺います。人権や多様性の意識が高まり、いろいろ調べていますと、国の法改正や条例改正が毎年のように続いているということに気がつきました。この現場となる本町の福祉介護課ですとか、一部の業務を委託している社会福祉協議会、それほど人数が多くない中で、ただでさえ様々な相談をさばきながら、何か5,000件ぐらいあるという話も聞いたことがあるのですけども、大変なことだと思います。こちら現場はどのように対処しているのかということ、御所感を含めて伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。相談に対する体制ですとか、心構えとい



うかという状況でございますが、まず相談という一言でなかなか把握し切れないというか、範囲を特定し切れない部分がございます、日常の困り事御相談というのは非常に日常生活のちょっとしたことから、それから生活に関するかなり深刻なことで、それから親子関係、金銭関係、かなり広範囲に及びます。

町としては、一旦そういう御相談があった場合には、しっかりとそのお話を本人から伺いまして、それに対する解決策、社会資源を持っているところにしっかりとつながっていくということが大切かなと思っております。

したがしまして、その内容によって、どこにつなげるのがいいのかというのはございますが、まずはしっかりと受け止めて、必要なところにつないでいくと。

相談窓口も、非常に国、県、町それから社会福祉協議会、様々な部分でその目的に応じた窓口を設置してございますので、御本人の御判断で、行き先が定まっていればいいんですけれども、定まっていない方は取りあえず町に来られるという実態はございます。

町としては、来た者については、御相談についてはもうともかく親身に寄り添って、解決に向けて対応しているといった状況でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

2 つです。まず相談件数が複雑化しているのではないかなと、昨今の情勢というか、社会問題から思うのですけれども、まず何か指標になるような件数を把握されていらっしゃるのかということ。

また申し訳ないですけど、もう一点、法改正の一例として、去年は精神保健福祉法というものが改正されて、精神障害者も対象にする相談支援を行うことになった。包括的で適切な支援を確保することになったということです。

就職氷河期世代で言えばひきこもりは40代で最も多くて、次いで50代と中高年が多いという統計がありますので、精神的に参っている人もいらっしゃるのでは思ったところです。

精神に関する障害者手帳保持者についての数ですが、どれだけ増えているのか、その2点お示しいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず1点目の相談件数ということでございますが、町として様々な相談の窓口を定期的に行っているものについては、すみません。ちょっと今、数字は持っていないのですが、それについては把握できるんですが、それ以上に電話ですとか、窓口での御相談、それから日常の接点の中での御相談が非常に多いので、それについては

件数の把握はできないというのが実態でございます。

それから障害者手帳の保持者の状況ということでございますが、まず手帳につきましては、身体障害者手帳、それから療育手帳、それから精神障害者保健福祉手帳の３種類を町として取り扱ってございます。この３種類につきましては、合計で、令和６年度末、８３４人の方がお持ちです。

議員が今おっしゃった、特に精神系の手帳ということでありますと、療育手帳ですとか、主には精神障害者保健福祉手帳のことになるかと思うのですが、この精神障害者保健福祉手帳につきましては、５年前が７９人であったのに対し、令和６年度末には１６０人という形になってございまして、この５年間で、手帳の保持者が倍増しているといったような状況でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

１番、清水議員。

○１番（清水友紀）

相談件数はどんなに小さくても、やはり見落としなどのおそれを考えますと、やはり把握しているものではないかなと思いますので、件数が後からでも分かればと思います。

これは大小ある問題の中で、やはり福祉、人に優しい町と開成町の人々優しいねという声も多く聞きますので、小さな町のよさを生かした福祉にも力を入れている町となればいいと思います。その中で自分事として考えるような福祉教育というのはもちろん大事だと思います。

しかしボランティアさんなども多いのですけども、福祉の専門家の人材確保というところが、やはりこれから社会福祉協議会をはじめ、様々な事業所で町のことでないかもしれないですけど重要になってくると思います。

開成町には、福祉コミュニティプランという、令和３年度から７年度、今年度までの長期福祉計画があります。その中で包括的相談体制の構築に向けて専門職の確保や人材の育成に努めます、とあります。今年度最終年度ですけども具体的にどう努めてきたのか伺います。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。専門人材の確保ということでございますが、まず２面あるのかなと思います。

まず１点目は、開成町の事業所として福祉分野に対応する専門人材を確保するといったことが１点かなと思います。こちらにつきましては、社会福祉士をはじめとする社会福祉の専門的な知識を有する職員を、必要に応じて随時採用し、必要な部署に配置をしているといった状況でございます。

それから２点目といたしましては、包括的支援というところでございますと、社

会福祉協議会のほうで受託をしていただきまして、業務を実施していただいております。こちらにつきましても、かなり需要が高まっていることから、しっかりと専門人材を確保していくということで今年度も新たに1名増員したと伺っております。

さらに機能の強化ということにも取り組んでございますので、全体的な体制としては、着実に充実しているのかなと捉えてございます。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

採用するのですとか、配置するということではなく、人材の育成について尋ねています。やはりボランティアさんです。民生委員さん、フレイルサポーターなどの確保も必要ですが、あまりそこに偏り過ぎず、頼り過ぎず、行政として専門職の確保に協力するということも必要だと思います。

神奈川県では、介護福祉士の資格を取得後、神奈川県内で2年間業務に従事したならば、貸付金の返還が免除されるといった補助があります。

介護福祉士や社会福祉士に年齢制限はありませんので、ほかの自治体は、この時代進んで積極的に人材育成、確保に努めている例があります。

例えば、資格取得支援制度を設けて、中高年の主婦らに呼びかけるために、商業施設や保育施設等でポスターを貼ったり、介護職の地位向上のために表彰制度を設け、同時に周知に図るなど、自治体として人材確保の施策を打っています。

町長に伺いますけれども、この絶対的に足りなくなる福祉人材の確保を町として努めることについて御見解を伺います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

町としてそのような取組をすることに関しては、福祉分野のみならず、例えば幼稚園、保育園のちょっと表現は抽象的になってしまいますけれども、先生であるとか、社会的に需要と供給がマッチしている、著しくマッチの分野については、そういうことは検討する価値はあるかなと思います。

ただ、実際今の御紹介ですと、県がやっているということが事実として、この分野に限らず様々あると思います。

町としては小規模自治体ということも正直ありますが、そういった県もしくは国がやっている取組につないでいくであったり、そこに準じて、町としてその制度も活用するように努める。要は独自で制度を設けるのではなく、既存のものを生かすように努めるということも大事な選択肢であるかなとも思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

そのとおりというか、同意するところがございます。やはり小さな町だけでやろうとせずに、広域で連携したり、県のこの制度も、やはり知られているかというところのようなことはありませんので、その周知を図る行政として周知を図る役割を担うということも考えられると思います。

開成町のこの人口2万人足らずの小さな町という、そのよいところだとして生かして人に優しいまちづくりを目指すというところから、別の一般質問のときにやはりこの町の資産は人だという町長の言葉もありましたし、人づくり憲章というものがある町です。

人づくり憲章というのは、精神的なところが結構強い内容ですけども、やはり弱者に対して小さな町だからこそきめ細かくやっているのだということを、町民の力をお借りして、資格取得も直接的ではないですけども、県の力を借りながら支援して、そのように福祉の力を伸ばしていることについて、町長の最後に御意見、お考えを伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

今おっしゃったような取組に関しては、どちらかというところ、開成町のみならず、全国的な社会課題に対してどう取り組むかという視点かなと思います。

身近なところでは、例えば民生委員、児童委員の方々にいろいろなことを請け負っていただいて、ただ一方で、その確保、継続ということには、なかなか苦慮しておるといような実態もありますし、あとはフレイルサポーターも、今60名ぐらい引き受けていただいていますけども、ああいった活動も町民による町民のための活動ということで指導していただく方も、生きがい楽しむ感じていただくという非常にいい取組とかもありますので、そういった国の社会課題に取り組むとともに、今実際に身近なところで行っていただいているような活動も全面的に支援していくことによって、この小規模自治体、顔の見える関係の自治体の予算も今後ますます強めていきたいなと思っています。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

子育て支援のデータでチャレンジする自治体というようなことが紹介されましたので、それは福祉の面でも勢いある開成町らしく取り組んでいただきたいと思います。

これで一般質問をさせていただきます。

○議長（山本研一）

以上で清水議員の一般質問を終了いたします。

以上で本日の一般質問を終了いたします。

日程第3 同意第4号 監査委員の選任についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、佐々木昇議員の退場を求めます。

(佐々木昇議員 退場)

○議長(山本研一)

議案の説明を町長に求めます。

町長。

○町長(山神 裕)

同意第4号について御説明いたします。ファイル番号01、同意第4号 監査委員の選任についてをお開きください。

提案理由。監査委員のうち、議会議員から選任されている委員に欠員が生じたため、その後任の委員を選任したいので提案いたします。

今回の同意案は、提案理由のとおり、監査委員のうち、議会議員から選出されております委員が、令和7年5月31日をもって退職となりましたので、その後任の監査委員を選任するものでございます。

佐々木昇議員は、町議会議員としての御経験が豊富であり、人格、識見共に優れ、監査委員として適任であると考えますので、ここに選任同意をお願いするものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(山本研一)

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

(「なし」という者多数)

○議長(山本研一)

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(山本研一)

討論がないようですので採決を行います。

同意第4号 監査委員の選任について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長(山本研一)

採決の結果、賛成全員によって同意しました。

ここで佐々木昇議員の入場を許可します。

(佐々木昇議員 入場)

○議長(山本研一)

佐々木昇議員に報告いたします。同意第4号 監査委員の選任については、賛成全員によって、同意されましたことを報告いたします。

日程第4 議案第30号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、選挙長等の報酬の金額を引き上げたいので、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それではファイルナンバー 0 2、議案第 3 0 号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてをお開きください。

条例改正の概要について御説明申し上げます。昨今における物価の変動等を考慮し、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正がなされ、今後の国会議員の選挙から適用されることとなりました。

本町の投票管理者等の報酬額につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定に準じて見直しを行っていることから、条例改正を提案させていただきます。

それでは、2 ページをお開きください。

開成町条例第 号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表にございますように、選挙長から開票立会人までの報酬を改めるものでございます。なお、今回は選挙関係の委員等報酬でございますが、他の審議会、委員会等の委員報酬につきましても、適切な時期に改定を検討してまいりたいと考えております。

説明は以上になります。御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第30号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第5 議案第31号 開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。地方公共団体情報システムの共通機能標準仕様書で定める充当会社宛名番号管理機能において、個人番号が取り扱われることに伴い、所要の改正をする必要があるため、開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それではファイルナンバー03、議案第31号 開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、概要を御説明いたします。

住民基本台帳、地方税等の情報システムにつきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、令和7年度末までに、標準化基準に適合したシステムへの移行を進めております。本町でも令和7年7月に、標準化システムへの移行を予定しております。

いわゆる標準化システムの共通標準仕様書で定める、住民登録会社宛名番号管理機能において一元的に充当会社の登録管理を行う充当会社宛名番号管理機能が共通機能として設けられることとなりました。これにより充当会社の宛名情報が集約され、複数システム間での情報共有が容易になるなど、利便性が向上いたします。

なお、この機能を扱う事務につきましては、マイナンバーの独自利用を行う事務等として、条例に定める必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

では、充当会社というのはどういった方たちになるかと、一例で申し上げます。例えば、開成町内で土地や家屋など固定資産をお持ちの方で、住所地は町外という

方、同じように水道は使用しているが、住所地は町外の方、病院等に入院しているが、住所地は町外の方など、こういった方々が当てはまります。住基データでは約250名ほどの方が該当する見込みとなっております。こういった方たちに個人番号を付すことで、住登外の方にとっても手続の効率化にもつながる可能性がございます。これは標準化システムの標準仕様であり、本町独自の改正ではございませんことを申し添えます。

2ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例。

別表第1に、住登外者宛名番号機能を加えるものです。

また、別表第2のうち、3つの条例に住登外者宛名情報を加え、表のように改めるものとなっております。

説明は以上になります。御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。この住登外者という住民基本台帳に登録外の方ということですが、例を挙げていただきましたが、例えば本町に土地を持っている方が住んでいるのは東京のどこかだと。その方の死亡届が出された場合などは、連動するデータを探しやすく、この本町にしながら調べやすくなって相応の対応ができるという、そのようなことが可能になっていくということでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

お答えいたします。議員の御指摘のとおりのような処理も可能になってまいりますし、例えば今お話がありましたように、相続が何かで開成町に住んでいた御両親、御家族の方が、何らかの事情でいなくなると、そういった方たちが町外にお住まいの方が相続されたと。そういうときに、例えば所得の課税の状況を調べたいというときに、この個人番号を付していれば、全く手続が必要なくできると。我々としても、システム間で介護であったり、子どもであったり、税であったり、住民機能であったり、そういったところで連携が可能になりますし、一方で、お住まいの方たちも、わざわざそういう証明書を取得したり手続をしなくてもよくなるといったメリットが考えられるというものでございます。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）



中には単に住民票を移していないからという方もいらっしゃるのではと思います。期限があったとは思いますが、そのようなきちんと本町にいらっしゃるなら、住民票移すということが前提として必要になってくるかと思うのですけれども、そのような取組は、この今回こちらの条例改正ですけれども同時にされている、取り組んでいるということですのでよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それでは清水議員の御質問にお答えいたします。今回そこまでの条例改正ではございませんで、いろいろ先ほど申し上げましたように、相続で、例えば町外でお子様達はお住まいになっていて、町内に親御さんの資産があると、そういった場合などはございますので、一律に全て町内に住所を構えなければならないというものではございませんし、そういったことを制限する条例ではございません。あくまでも御本人様と行政側の利便性の向上といったような趣旨の条例となっております。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第31号 開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成することが賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第6 議案第32号 財産の取得について（令和7年度開成町立学校学習用コンピュータ等購入事業）を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。開成町立小中学校におけるICT教育を推進するための備品を取得するため、物品購入契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

議案第32号 財産の取得について（令和7年度改正町立学校学習用コンピュータ等購入事業）。

次のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年開成町条例第14号）第3条の規定により議会の議決を求める。

1、名称、令和7年度開成町立学校学習用コンピュータ等購入事業。

2、財産の種類、動産（物品）。

3、数量、学習用コンピュータ、2,031台。

4、契約の方法、随意契約。

5、契約金額、一金1億388万5,650円。うち取引に係る消費税額及び地方消費税額944万4,150円。

6、契約の相手方、神奈川県横浜市中区伊勢佐木町1-4-1、株式会社有隣堂、代表取締役、松信健太郎。

7、納入期限、令和7年8月31日。

令和7年6月20日提出、開成町長、山神裕。

次ページ、参考資料、令和7年度開成町立学校学習用コンピュータ等購入事業状況調書を御覧ください。

初めに、購入に至る経緯について御説明をさせていただきます。

国はGIGAスクール構想第2期において、継続的な調達を安定的に行うため、各都道府県に基金を造成し、それを活用する手続を規定する。公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱を制定するとともに、都道府県による補助金の管理運営について規定するGIGAスクール構想加速化基金管理運営要領を制定しました。

当該補助金を活用する際の要件として、原則として、公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱に記載される共同調達会議により調達することと規定されており、本町においてもその趣旨を踏まえ、神奈川県公立学校情報機器共同調達協議会に参加し、調達することといたしました。

開成町が導入するChromeOSの第1回共同調達状況としては、8市町分合わせて6万7,833台について、調達方法としてプロポーザル方式を採用し、令和7年3月13日に審査委員会を開催、2社から企画の提案がなされ、審査を行った結果、代表事業者を株式会社有隣堂とする、かながわ教育環境整備共同事業体の提案が最も優れていると判断されたものでございます。

改めて調書を御覧ください。

1、事業名、令和7年度開成町立学校学習用コンピュータ等購入事業。

2、入札等方法、随意契約。この点につきましては、共同調達協議会において、

調達相手方が確定していることから、地方自治法施行令第167条の2、第1項第2号の規定、その性質または目的が競争入札に適さないものに該当いたします。これは業務の特殊性により、特定の者と契約を締結しなければ初期の契約目的を達成することができない場合であります。具体的には、他の公共団体と共同で運営処理をするために、業者が特定される場合に当たります。

3、入札参加者及び入札金額、予定価格、消費税抜き9,444万1,500円。予定価格、消費税込1億388万5,650円。こちらは共同調達台数6万7,833台を本町の調達台数2,031台で案分したものとなっております。

業者名、株式会社有隣堂、第1回入札金額消費税抜9,444万1,500円。

4、購入物品一覧、品名、学習用コンピュータ、数量2,031台。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下純夫です。本町と同じく県による、県主導による共同調達に参加した近隣市町の中には、リース契約としていただいているところもございます。この点、リースと購入のメリット、デメリットをどのように比較されたのか、その上でどういう判断でその購入ということになったのか。例えば、廃棄ということを考えますと、リースだと返してしまえばいいわけですが、購入したものは、こちらでまた廃棄の手間と金額がかかるのではないかとということもあって、その辺も総合的に判断されたのかどうか、その辺り御説明いただきたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

それではただいまの御質問にお答えしたいと思います。昨今のこのリースの状況を申し上げますと、5年間、これは5年間耐用年数を考えてございます。5年間リースをしますと結果的には当然買う金額とほぼ同額になってしまうということが1点。では、リースのときに途中で故障した場合等を考えますと、基本的には予備機を250台持っておりますから、手持ちにあるものと交換して児童・生徒の皆さんがすぐ使えるようにということを考えますと、リース契約をしても、あまりメリットがないという判断をしてございます。結果的に次のものを用意するに当たっては、それをリースで持ち続けることになりますから、場合によっては、要らないものを持つということにもなりますので、経済的な点、あるいはその迅速性を考えても、購入した方がいいという判断をしたものでございます。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

リースだと壊れたら返して新しいものと思うのですが、そうすると、年度を変えるとバージョンが変わって、機材が変わってしまっている可能性があるから、リースであっても同一端末の予備を持っておく必要があるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

お答えをします。そういった点もございますし、結果的には、そのリースは、いわゆる消耗品扱い、消耗品とは言っても、制度上はあくまでも備品になりますけれども、事実上お子さんが日常使うということを考えますと、やはりあまりリースに向いている物品ではありませんし、据え置くという物品でもございませんので、基本的には購入ということで、今後に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

今、消耗品というような言葉も出たのですが、この本件議案名は財産の取得とありますけども、1台当たりにすると、減価償却が発生する資産ではなくて、消耗品になると思います。また、同時に内蔵するソフトウェアですとか、その設定料金は、例えば数万円で100台まで50台までとかあります。これは割ってしまうと安いのですが、逆に100台までのもの1,000台以上ありますから、当然、無形固定資産というような扱いになろうかと思うのですが、その辺りの償却の対象というか、どういう資産というか、取扱いになるのか、その辺りのところを御説明いただきたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

お答えしたいと思います。今、先ほど消耗品と申し上げましたが、性質的には消耗品だということでございます。

ただ、今回の議案の御説明もさせていただきましたように、開成町の財産規則、こちらの第29条を御覧いただけると分かるのですが、物品の分類というのが決まっております。基本的には備品というのは比較的長期間にわたってその性質または形状を変えずに使用または保存に耐える物品ということでございます。先ほど申し上げましたように、耐用年数5年でございますので、基本的には備品になるのですが、ということでもう一点、実はその2項には前項の規定にかかわらず次に掲げる物品は消耗品とみなすということで、取得価格が5万円以下のものと明示をされております。今回5万円を超えてございますので、その性質にかかわらず金額という観点からしますと備品になるということが1点。

それから先ほどの初期設定いわゆるキッティングと呼ばれるものですが、こちらにつきましては予備分も含めて全てすぐ使える状態でこちらの方に納入をしていただくということです。最初の段階で全てがクリアされた状態で手元にあるということです、それ以降、そういった費用が発生するということはないということでございます。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

1 番、清水です。こちら予算のときから予算のとき、情報機器購入費 1 億 2, 662 万 8, 000 円というところで、台数の説明もあったのですが、予備費ですとか、指導員向けのとか、台数が減っているように思うのですが、60 台ほど減っていませんか。まずそこを確認させていただきたいと思いました。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

お答えをしたいと思います。まず、児童・生徒の人数は若干微減でございますがそれは減っているというのが 1 点だと思います。あくまでも今回につきましては、基準機に対して 1, 668 名の児童・生徒数ということで、これに予備機が 15% という規定がございますので、最大の 250 を予備機で用意をしてございます。それから指導者用が 113 台ということで、先ほど申し上げた数字になるということで、あくまでも予算段階においては、その時点での児童・生徒数、あるいは教員数を拾ってございますので、今回の数字というのは現時点で御用意をしてお使いをいただける台数だと御理解をいただければと思います。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

こちら子どもの学用品となりますが、1 台当たり 5 万円以上のものなのですね。学用品としては非常に高価なものであります。

参考資料の 4、購入備品一覧の備考欄の設定、設置、据付を含むというものになっていますけれども、こちらに保険は含まれていないわけです。予算のときに予備分があるので、保険は含まないという御説明はいただきましたけれども、これまでの第 1 期のほうでそれで問題はなかったのでしょうか、伺います。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

お答えをしたいと思います。基本的には昨年度までの実績で言いますと、結果的には 3 台ほど、いわゆる言い方は、故意にといいましょうか、そういうふうに使え

ば壊れるよね、という使い方をしたケースがございまして、これは実費で弁償をいただいております。ただ持ち運ぶときに落としたとか、机から落ちて液晶が割れた等々についてはこちらの手元の予備機をお渡しするという形で対応してございます。

保険については、今回も検討はしましたけれども、大体一番安いものでも2, 200円ほど、1台当たり年間かかります。結果的には5年間で200万円ほどの保険料をかけるわけですが、1台が5万円ちょっとで購入できることを考えますと40台分ということでこれが安いのか高いかというお話があるのですが基本的にはあまり保険を掛ける意味がないということで、県下においても、ほとんど掛けているケースはないと聞いてございます。

これはなぜかという、保険が適用されるケースはかなり狭いのです。いわゆる経年劣化ですとか、日常的な利用による摩耗は保険対象外ですから、使っているうちに液晶画面が見えなくなったとかというものについては補償されませんので、あまり有効な保険ではないという判断をしまして、比較的どこもここには手を出していないと承知をしているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

第1期の使い方から今回、これからのお話ですが、持って帰る機会も増えてきたりですとか、不登校の子には自宅で利用されたりですとか、徐々に活用の幅も広がってくるものかと思っておりますけれども、こちら子どもたちが持つものというところで、株式会社有隣堂さんのものとされていますけれども、やはり中身について重さですとか、そういうところを考慮されて選ばれたのでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

お答えをしたいと思います。先ほど御説明しました、そのプロポーザルの中においては、重量であるとか、耐久性というものも検討されてございますし、この型番自体が正直申し上げてこのGIGAスクール端末用とまでは申しませんが、仕様としてはかなりそこに沿った形で作られてございますので、ほかの市販品よりは、余計なその代わり性能はないんですけれども、しっかりと学習には向くような形で設計をされたものが導入されていると伺っているところでございます。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(山本研一)

討論はないようですので、採決を行います。

議案第32号 財産の取得について(令和7年度開成町立学校学習用コンピュータ等購入事業)、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長(山本研一)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

暫時休憩といたします。

再開を10時20分といたします。

午前10時04分

○議長(山本研一)

再開します。

午前10時20分

○議長(山本研一)

日程第7 議案第33号 令和7年度開成町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

予算書の説明を順次担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長(高島大明)

それでは議案第33号 令和7年度開成町一般会計補正予算(第2号)について御説明いたします。資料は2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入です。14款国庫支出金、2項国庫補助金から20款諸収入、4項雑入まで、補正額の計は8,941万8,000円の増額です。

続いて資料は3ページを御覧ください。歳出になります。2款総務費、1項総務管理費から13款予備費、1項予備費まで、補正額の計は、8,941万8,000円の増額です。歳入歳出ともに8,941万8,000円増額し、総額83億3,041万8,000円の予算額とするものです。

続いて補正予算の詳細説明に移ります。歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。資料は7ページを御覧ください。

2、歳入です。

○参事兼企画政策課長(岩本浩二)

それでは歳入になります。

まず初めに14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、地方創生交付金、説明欄、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金8,451万8,000円でございます。

こちらはエネルギー食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対

しまして、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細かに実施できるよう設置された、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、町村情報システム共同事業組合関係費、低所得者支援及び定額減税補足給付関係費、水道事業会計補助金の財源として充当するものでございます。

続けて地方創生応援税制に係る寄附金200万円でございます。こちら企業版ふるさと納税として、県内企業2社からそれぞれ100万円ずつの寄附金となっております。こちらは町制施行70周年記念事業費、また観光対策推進事業費にそれぞれ100万円を充当するものでございます。

○産業振興課長（中村 睦）

続きまして、5目商工費寄附金、説明欄、あしがり郷瀬戸屋敷管理事業寄附金40万円でございます。こちらにつきましては、1団体より寄附がありましたので、入金するものになります。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

続きまして20款諸収入、4項1目雑入、2節総務費雑入、説明欄、自治総合センターコミュニティ事業助成金の一般コミュニティ分250万円でございます。こちらにつきましては、歳出側で御説明させていただきますが、町内自治会に対する備品整備事業に充当するものでございます。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

続きまして8ページになります。歳出でございます。

まず初めに、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、説明欄、町制施行70周年記念事業費100万円でございます。こちらは企業版ふるさと納税寄附者からの申出によりまして町制施行70周年記念コンサートと題して、町民団体が開催する音楽イベントの開催経費として活用をいたします。

続いて8目、電算管理費、町村情報システム共同事業組合負担金108万8,000円の増です。低所得者支援調整給付に対応するためのシステム改修費等に要する負担金の増となっております。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

続きまして11目共同推進費、説明欄、コミュニティ活動強化関係費260万円でございます。コミュニティ活動の強化を図るため、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ事業助成金を活用して、自治会備品等の整備をするものでございます。今年度の助成自治会としましては、円中、宮台、牛島、みなみの4自治会の備品整備事業となります。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、12目価格高騰重点支援給付金給付関係費、説明欄、定額減税補足給付金不足額給付関係費5,745万9,000円の増額でございます。国の事業として定額減税し切れない方への支給である調整給付を令和6年度に実施をいたしました。その後の所得税額の確定によって、給付額が不足した方に対し歳入で計上させていただいた物価高騰対応重点支援地方創生臨



時交付金を財源に不足額を給付するものでございます。その下の明細になります。  
会計年度任用職員報酬、職員手当等費用弁償は事務処理のための人件費等でございます。

消耗品費、通信運搬費、手数料、事務機器等保守業務委託料は、郵送や口座振替手数料などの事務処理に要する経費です。

定額減税補足給付金（不足額給付）5,600万円は、対象者への給付費になってございます。国から示された暫定的な対象者等の求め方により計算したもので、対象者は約1,800人を見込んでございます。次のページをお開きください。

○産業振興課長（中村 睦）

続きまして、6款商工費、1項商工費、3目観光費、10節需用費、説明欄、あしがり郷瀬戸屋敷運営事業費修繕料40万円でございます。歳入で説明をしました寄附金を活用して、瀬戸屋敷母屋の畳を40万円表替えをするものになります。

その下6款商工費、1項商工費、3目観光費、18節負担金補助及び交付金、説明欄、足柄花火大会運営委員会補助金100万円でございます。こちらはふるさと納税企業版で寄附をいただいたものを足柄花火大会運営委員会補助金に充てるものとなります。

○都市整備課長（井上 昇）

続きまして、11款諸支出金、1項公営企業支出金、1目水道事業費支出金、説明欄、水道事業会計補助金2,597万1,000円です。こちらは水道事業会計の水道基本料金の減免処置に対する一般会計からの補助になります。

○財務課長（高島大明）

続いて13款予備費です。今回の補正による歳入歳出の差額について、予備費を10万円減額することにより調整します。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第33号 令和7年度開成町一般会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第8 議案第34号 令和7年度開成町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。予算書の説明を担当課長に求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それではファイルナンバー06、議案第34号 開成町水道事業会計補正予算（第1号）をお開きください。最初に概要を御説明いたします。

物価やエネルギーの価格の高騰などを受け、町民の生活や経済活動を支援するため、水道の使用している全ての使用者を対象に、水道料金の基本料金について、2期分の基本料金の減免を実施するものです。収入で水道使用料の基本料金の減免分の補正及び一般会計からの減免分の補助金の受入れを行うものでございます。

それでは、3ページをお開きください。収益的収入及び支出のところの収入、科目、補正前の額、補正額、計の順に御説明いたします。

1款水道事業収益、2億6,572万2,000円、0円、2億6,572万2,000円。

1項営業収益、2億2,117万1,000円、マイナス2,597万1,000円、1億9,520万円、1目給水収益、2億172万6,000円、マイナス2,597万1,000円、1億7,575万5,000円。

2項営業外収益、4,455万円、2,597万1,000円、7,052万1,000円、3目他会計補助金、0円、2,597万1,000円、2,597万1,000円です。

次に詳細を令和7年度開成町水道事業会計補正予算（第1号）明細書で御説明いたしますので、5ページをお開きください。

収益的収入及び支出、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益。1節水道使用量、説明欄、水道使用料、こちらは基本料金の減免分で、1期8,432件、2期で1万6,864件分の使用料となっております。

2款営業外収益、2目他会計補助金、1節一般会計補助金、説明欄、料金減免補てん分、先ほどの基本料金の減免分を一般会計より補助金として補填するものです。

その他の資料につきましては、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。水道料金の基本料金の減免というのは、時々、タイミング的にコロナの頃から行われていると認識しているのですが、いいことだと非常に思っているのですが、今回に関しては、その2期分というのは、いついつという具体的なタイミングになるのでしょうか。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

ただいまの質問にお答えします。時期というところでは、今7月、8月、9月、10月、この4か月を考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので採決を行います。

議案第34号 令和7年度開成町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第9 報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高島大明）

それでは報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。この報告は地方自治法施行令第146条第2項の規定により、普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないとされていますので、今回報告するものです。

それでは資料の2ページを御覧ください。令和6年度開成町繰越明許費繰越計算書です。まずは一般会計について御説明いたします。表のほうを御覧ください。

上から、まず2款総務費、1項総務管理費、事業名、町民センター施設整備事業費、金額8,632万9,000円、翌年度繰越額8,632万9,000円、財源内訳は、未収入特定財源、地方債4,100万円、一般財源4,532万9,000円です。

続いて3款民生費、1項社会福祉費、事業名、物価高騰対策給付金給付関係費、金額5,271万2,000円、翌年度繰越額5,270万7,126円、財源内

訳は、未収入特定財源、国県支出金 5, 270 万 7, 126 円です。

続いて 7 款土木費、4 項都市計画費、事業名、都市計画推進事業費、金額 878 万 5, 000 円、翌年度繰越額 834 万 5, 000 円、財源内訳は、一般財源 834 万 5, 000 円です。

続いて、8 款消防費、1 項消防費、事業名、地域防災緊急整備事業費、金額 2, 173 万 5, 000 円、翌年度繰越額 2, 173 万 5, 000 円、財源内訳は未収入特定財源、国県支出金 1, 082 万 7, 500 円、地方債 580 万円、一般財源 510 万 7, 500 円です。

続いて 9 款教育費、2 項開成小学校費、事業名、学校管理運営関係費、金額 971 万 3, 000 円、翌年度繰越額は 971 万 3, 000 円、財源内訳は、未収入特定財源、国県支出金 162 万円、一般財源 809 万 3, 000 円です。

続いて、同じく 9 款教育費、4 項中学校費、事業名、施設整備事業費、金額 1 億 1, 697 万 4, 000 円、翌年度繰越額 1 億 1, 697 万 4, 000 円、財源内訳は、既収入特定財源 3, 000 万円、未収入特定財源、国県支出金 3, 500 万円、地方債 5, 000 万円、一般財源 197 万 4, 000 円です。

以上 6 事業による合計金額は 2 億 9, 624 万 8, 000 円です。翌年度繰越額は 2 億 9, 580 万 3, 126 円、財源内訳は、既収入特定財源 3, 000 万円、未収入特定財源、国県支出金 1 億 15 万 4, 626 円、地方債 9, 680 万円、一般財源 6, 884 万 8, 500 円です。

次に資料の 3 ページを御覧ください。駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計について御説明いたします。

2 款事業費、1 項土地区画整理事業費、事業名、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業費、金額 1 億 2, 191 万 2, 000 円、翌年度繰越額 1 億 800 万 5, 544 円、財源内訳は、未収入特定財源、国県支出金 7, 865 万円、一般財源 2, 935 万 5, 544 円での 1 事業です。

以上で、報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

1 番、清水です。これは 2 ページの 2 款総務費、事業名、町民センター施設整備事業費ですけども、こちらは繰越明許費になっていますけれども、まだ終わっていないところとか、整備が進んでいないところが補正予算などで転々と上がり、さらに学習室整備などが加わったりしていますけれども、この施設整備事業費の中に含まれる、今後行われる整備、工事というものをお示しいただけたらと思います。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。今は学習室というワードが出てまいりましたが、学習室については特段費用はこちらの中では見込んでございません。あくまでも昨年度の議会の中で御説明しましたとおり、エレベーターの部分についての繰越という形でございます。その工事と、管理委託、この合算というものでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、以上で報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終了します。

日程第10 報告第5号 事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高島大明）

それでは報告第5号 事故繰越し繰越計算書の報告について御説明いたします。

この報告は地方自治法施行令第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定によって報告するものです。言い換えますと、繰越明許費に関する規定、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないという規定について、事故繰越しに準用されることとなるため、今回報告するものとなっております。

それでは資料の2ページを御覧ください。令和6年度開成町事故繰越し繰越計算書です。表を御覧ください。駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計になります。

2款事業費、1項土地区画整理事業費、事業名、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業費、支出負担行為額2億7,669万4,010円について、内訳としては、支出済額2億6,469万4,010円、支出未済額1,200万円です。翌年度繰越額は1,200万円、財源内訳は、一般財源1,200万円、事故繰越しに係る説明としましては、被補償者の移転に日数を要したため、事故繰越しするものとなります。

事故繰越しについては以上の1事業です。

以上で、報告第5号 事故繰越し繰越計算書の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

1 番、清水です。こちらですけれども、説明の中に被補償者の移転に日数を要したため、とありますが、昨今の物価高騰などで1 件当たりの割合というのはかなり上がっているのではと思われますけれども、支出済額、その中の計画どおりの支出、件数と支出であったのか、それとも今、1 件当たりの割合が上がっているのかとか、現時点でのところを伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それではただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

事故繰越しに関しましては、地権者様の御移転のほうは、少し状況が、いろいろなケースがございますので、転居する場所がなかなか決められなかったというところで遅れたものでございまして、年々金額が上がっているかというところではなく、その方の御予定のために繰り越したものでございます。

また、金額につきましては当然ながら物価が上がってございまして、算定をさせていただき金額につきましては、毎年6 月に国のほうが発表されます。その状況を見ますと年々上がっているというところは事実ではございますが、当初計画したものに関しまして、しっかりと対応させていただいておりますので、その部分に関しましては特に問題ないかなと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、以上で、報告第5 号 事故繰越し繰越計算書の報告についての報告を終了いたします。

日程第1 1 報告第6 号 開成町土地開発公社の経営状況についてを議題とします。説明を公社理事長に求めます。

理事長。

○公社理事長（石井 護）

それでは報告させていただきます。ファイルナンバー0 9、報告第6 号を御覧ください。

報告第6 号 開成町土地開発公社の経営状況について。

地方自治法第2 4 3 条の3 第2 項の規定により、令和6 年度事業報告及び決算並びに令和7 年度事業計画及び予算を別添のとおり提出する。

令和7 年6 月2 0 日提出、開成町長、山神裕。

恐れ入りますが、ファイルのページ4 ページを御覧ください。4 ページは令和6

年度事業報告書でございます。

1の公有地取得状況と2の公有地売却状況は実績がございません。

続きまして5ページを御覧ください。

3の重要庶務事項から6の職員に関する事項は記載のとおりでございます。

続いて、決算諸表でございます。ちょっと順番ずれますが、1ページ飛んで7ページを御覧ください。2、損益計算書でございます。

(4)の事業外収益は受取利息6,576円、雑収益はございません。したがって経常利益は6,576円で、当期純利益となります。

戻りまして6ページを御覧ください。1、貸借対照表でございます。

資産の部、(1)の流動資産は、現金及び預金と、公有用地で、流動資産合計は3億4,826万45円でございます。

(2)の固定資産はございません。よって、資産合計は同額3億4,826万45円でございます。

負債の部、(3)の流動負債は、1年以内返済予定の長期借入金と前受金で、流動負債合計は2億7,107万4,375円でございます。

(4)の固定負債は、長期借入金4,974万3,750円で、負債合計は3億2,081万8,125円でございます。

資本の部、(5)の資本金は500万円で、資本金合計は同額でございます。

(6)の準備金は、前期繰越準備金と当期純利益で、準備金合計は2,244万1,920円で、資本合計は2,744万1,920円でございます。負債資本合計は3億4,826万45円となります。

続いて8ページの3、キャッシュフロー計算書と、9ページの4、財産目録並びに10ページの5、附属明細書は、記載のとおりでございます。

続いて13ページを御覧ください。令和6年度の収入支出決算説明書になります。

重複する部分は説明は省略させていただきますが、公社が取得した庁舎周辺環境整備用地の町からの買戻しに関わる土地売却収入が4,109万1,250円、借入金はございません。

令和5年度からの繰越金が1,559万2,861円、事業外収入6,576円を合わせまして、収入合計は5,669万687円となっております。

続いて支出でございます。事業費及び管理費は、0円でございます。借入金償還金は金融機関への借入金償還金が3,861万2,500円です。事業外支出は、この償還金に対する支払利息として19万4,614円で、支出合計は3,880万7,114円となります。

収入支出差引額の1,788万3,573円が、令和6年度から令和7年度へ繰越す額となります。

続いて15ページを御覧ください。開成町土地開発公社の令和7年度の事業計画予算等について御説明いたします。

令和7年度において土地取得、土地売却とも予定はございませんが、窓口設定と

いたしまして、その他の項目に１，０００円を計上してございます。

１６ページを御覧ください。令和７年度開成町土地開発公社予算及び資金計画で  
ございます。

第２条第１項の規定のとおり、収入支出予算の総額を、収入支出５，８９６万３，  
０００円と定めてございます。なお収入支出予算については１７ページの第１表、  
収入支出予算、借入金については１８ページの第２表、借入金、資金計画について  
は１９ページの第３表、資金計画によるものとしてございます。

第１表、収入支出予算でございます。大変恐縮でございますが、これにつきましては最終ページ２０ページの令和７年度収入支出予算説明書により御説明いたします。

収入でございます。款事業収入、項土地売却収入として４，１０９万１，０００  
円。これは平成２８年度と令和３年度に公社が町からの依頼により先行取得いたしま  
した庁舎北側用地及び公用車駐車場用地について、町が１６回の分割払いで買戻  
しを行うこととなっておりますので、そのうち庁舎北側用地２回分の売買代金と、  
公用車駐車場用地２回分の売買代金でございます。

款及び項繰越金１，７８７万円、款事業外収入は、項利息収入及び雑収入それぞ  
れ窓口設定の１，０００円を計上してございます。

次に支出といたしまして、款事業費、項土地取得費に窓口設定の１，０００円、  
款管理費、項一般管理費に３，０００円、款及び項借入金償還金に３，８６１万３，  
０００円、款事業外支出支払利息に１３万５，０００円、款及び項予備費に２，０  
２１万１，０００円を計上してございます。

詳細等につきましては説明欄のとおりでございます。

それでは戻って１８ページを御覧ください。第２表、借入金でございます。

公有地等取得管理資金として５億円を限度に記載のとおり金融機関から借入れを  
行うことができる旨、あらかじめ定めたものでございます。

続いて１９ページを御覧ください。第３表、資金計画でございます。

受入資金、支払資金について記載しておりますが、詳細は第１表、収入支出予算  
と重複しますので、説明は省略させていただきます。

報告は以上でございます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので以上で、報告第６号 開成町土地開発公社の経営状況について  
の報告を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明後日６月２２日の日曜議会は午前９時から、１１名の議員が一般質問を行います。



本日はこれにて散会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

午前 10 時 56 分 散会